

令和8年度 事業計画書

1 基本方針

人口減少、少子高齢化の進展により、労働力人口が減少するなか、働く意欲と能力のあるすべての高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっています。

シルバー人材センターは、高齢者に生きがいと働きがいを提供するとともに、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保、日常生活支援などにおいて、地域社会から期待されています。

一方で、コロナ禍以降、受注及び就業機会が大きく減少し、センター運営に大きな影響を及ぼしています。

また、定年延長や再雇用制度の定着などの影響で、60代で入会する会員が減少し、会員の高齢化と会員数の減少が進む中で、全国シルバー人材センター事業協会では、会員増強に向けた指針として、令和7年度から令和12年度を期間とする「新たな仲間づくり計画～10万人の増加を目指して！～」を策定し取組を進めています。

こうしたことから、当センターの担うべき役割や市民ニーズに応えるため、「会員の拡大」と「退会抑制」、「就業機会の開拓」を最重要課題として、取組みを進めてまいります。

また、令和6年11月から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆる「フリーランス法」）が施行され、その趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省から示された基本方針に沿って、消費税におけるインボイス制度との関係も含め、新しい契約方法への移行を進めます。

そのためにもデジタル化を推進することにより、業務の効率化や会員の情報活用能力の向上に取り組むことが必要です。

また、令和7年4月に公益法人法が改正され、その対応を進めます。

就業面においては、会員の就業の適正化を推進していく上で、一層のワークシェアリングに努めるとともに、ハローワークとの連携による相談会の開催等により新たな就業開拓に努め、業務の拡大と就業率の向上を図っていきます。

次に、安全面においては、会員の意識を高めるための啓発活動に取り組み、事故防止の徹底と事故ゼロを目指します。

令和8年度の事業計画にあたっては、令和7年度にスタートした、新たな「中期計画」の実現に向け、市をはじめとする関係機関との連携を図りながら、会員の皆様とともに、次の事業に取り組むことといたします。

2 事業実施計画

(1) 会員の拡大と就業率の向上

センターの組織の維持と活力あるセンター運営のためには、健康で働く意欲のある会員の確保は不可欠です。そこで、会員と役職員が一致協力し新規会員の勧誘と入会促進に努めます。

- ① 会員募集チラシを作成し、市内全域に新聞折込みでの各戸配布を行うとともに、市広報や市ごみカレンダー等様々な媒体への会員募集広告の掲載を継続していきます。
- ② 市広報へ会員募集に係る記事の掲載を行います。
- ③ 「一会員一声運動」を継続し、会員の友人・知人、夫婦等への勧誘等を積極的に進め効果的な会員募集を行います。
- ④ 入会説明会の内容の見直しを検討し、入会しやすい説明会にします。
- ⑤ ゴールド会員や夫婦会員などの制度を活用して、会員増と退会者の抑制に努めます。
- ⑥ 「女性の会」を中心に、各種イベントやボランティア活動へ積極的に参加し、シルバー人材センターの普及活動や市民交流等により女性会員の拡大を図ります。
- ⑦ 就業率の向上を目指し、ローテーション就業の徹底及び長期継続就業の解消を行い、未就業会員へのワークシェアリングを推進します。
- ⑧ 会員の就業要望に応えるため、「お仕事相談」を適宜行い、未就業会員の就業確保に努めます。
- ⑨ ハローワークとの連携により、入会・お仕事相談会を定期的に開催するなど、シルバー事業の普及啓発と会員拡大に努めます。

(2) 就業機会の拡大

次の取組により「就業機会の拡大」を図ります。

- ① 就業機会創出員を配置し、事業所等の訪問及び商業施設内での広報活動を実施し、新規就業開拓を図ります。
- ② 就業開拓活動に組織をあげて取組み、潜在需要のある新規事業の掘り起こしに努めます。
- ③ 市及び地域包括支援センターとの連携を密にし、要支援高齢者への訪問型サービスである「しるば一応援隊サービス」事業に積極的に取り組みます。
- ④ ホームページや「Smile to Smile」を活用し、新規の就業情報を定期

的に更新し発信していくことで、就業機会の拡大と早期の就業のマッチングを目指します。

- ⑤ 「空き家に資する事業」「放課後児童クラブへの支援事業」などの全国重点事業の推進に努めます。

(3) 普及啓発活動の推進

様々な機会を通じ、シルバー事業の目的や仕組・活動状況について、一般家庭、事業所、公共団体等に広くPRし、シルバー人材センターへの理解及び支援に努めます。

- ① 新聞折り込みチラシ等を利用し各戸にパンフレットを配布
- ② シルバー事業等を「広報いせ」へ掲載
- ③ 会報「伊勢シルバー」を発行しセンター情報を全会員に伝達
- ④ 市のイベント等へ参加しチラシ等の配布によるPR活動
- ⑤ シルバー普及啓発促進月間中（10月）におけるボランティア清掃
- ⑥ 地区連絡会との連携によるボランティア活動等の実施
- ⑦ センターのホームページを通じた、情報発信の充実

(4) 講習・研修等の推進

- ① 剪定や草刈り等技術や技能を必要とする職種については、講習会や研修会を開催し会員の育成を図ります。
- ② 発注者や地域社会から一層の信頼を得られるよう、就業等に関する研修会を開催します。
- ③ 会員が安全に就業し健康で楽しく日常生活を過ごすため、生活に役立つ情報を得たり、地域の歴史文化等にふれる機会として、各種講座等を開催します。

(5) 安全就業の推進

「安全は全てに優先する」を基本に置き、会員が事故防止に必要な知識と技能を身に付け、安全就業に対する自己管理能力を高めるよう、安全就業対策を推進します。

- ① 就業現場の事故防止のため、安全委員会及び安全就業パトロール員による安全パトロールを実施します。
- ② 作業前のミーティングでの安全確認と安全保護具の着用の徹底を図ります。
- ③ 会員の安全等に対する知識・資質を高めるために、安全運転及び救命講習等を開催します。

- ④ 会報、ホームページ等による健康管理の啓発を実施します。
- ⑤ 就業時の熱中症の予防のため、空調付作業服等を購入した会員に対し、一部助成を行います。

(6) 適正就業の推進

- ① 適正就業については、「法令遵守」を基本とし、会員・発注者に「適正就業のガイドライン」の周知・啓発を行います。就業形態の変更を必要とする場合は、適正な対応に改め実施します。
- ② 新規受注においては、就業の適正化の確認を徹底し、会員が責任感を持ち安心して就業が行えるように努めます。
- ③ 適正就業の推進を図るため、発注者に対して会員の就業状況の確認に努めます。

(7) デジタル化の推進

- ① 新しい契約方法への移行を見据え、事務の省力化、会員の利便性の向上を図るため、「Smile to Smile」を活用しデジタル化を進めます。
- ② ホームページは、シルバー人材センターの活動を知ってもらいアピールする有効な機会であることから、利用者のみなさん、会員のみなさんがより身近に感じてもらえるよう内容の充実に取り組みます。

(8) 事業運営の活性化等

- ① 地域貢献体制の強化及び会員相互の連帯意識の高揚を図るため、地区連絡会活動の充実と活性化への支援を引続き実施します。
- ② 職群班の班長会議等を開催し、会員間の連携、職群班の強化を図ります。
- ③ 市や市議会に対し、シルバー事業への理解と支援について要望活動を行います。
- ④ 質の高い事業運営のために、職員が各種研修会等へ積極的に参画し個々人の資質向上を図ることで、事務局体制の充実を目指します。

(9) 健全な財政運営の推進

市など関係機関に対して、シルバー事業の意義・必要性について理解を求め「補助金等」財源の確保に取り組むとともに、新たな就業先の開拓等による事務費の確保に努めます。なお、経常経費の節減を図り、効率的な運営に努めます。